

平成30年三重県議会定例会
総務地域連携常任委員会
提出資料

◎ 議提議案説明事項

議提議案第1号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年3月12日

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について

第1 改正の内容

県内の選挙区間における、地域間の均衡の調整を図るため、所要の整備（定数を45人から51人に改める等）を行うものである。

第2 施行期日

次の一般選挙から施行する。

議提議案第一号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の
数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十年二月二十六日

提出者

野村保夫
吉川新
中村進一
山本教和
西場信行

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の
数に関する条例の一部を改正する条例案

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の
数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「四十五人」を「五十一人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「三人」を「四人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙
区の項中「一人」を「二人」に改め、同表鳥羽市・志摩市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市選挙区	鳥羽市	一人
--------	-----	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表いなべ市・
員弁郡選挙区の項の次に次のように加える。

志摩市選挙区	志摩市	二人
--------	-----	----

第二条の表多気郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「一
人」を「二人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

県内の選挙区間における、地域間の均衡の調整を図るため、所要の整備を行う必要が
ある。これがこの議案を提出する理由である。

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表
 ○三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（定数）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、五十一人とする。

（選挙区及び各選挙区の議員の数）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		名称	区域	選挙すべき議員の数
区	区			
		伊勢市選挙区	伊勢市	四人
		(略)	(略)	(略)
		尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	二人

（定数）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、四十五人とする。

（選挙区及び各選挙区の議員の数）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		名称	区域	選挙すべき議員の数
区	区			
		伊勢市選挙区	伊勢市	三人
		(略)	(略)	(略)
		尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	一人

度会郡選挙区	多気郡選挙区	(略)	志摩市選挙区	区 いなべ市・員弁郡選挙区	区 熊野市・南牟婁郡選挙区	鳥羽市選挙区	(略)
度会郡	多気郡	(略)	志摩市	いなべ市 員弁郡	熊野市 南牟婁郡	鳥羽市	(略)
二人	二人	(略)	二人	二人	二人	一人	(略)

度会郡選挙区	多気郡選挙区	(略)	(追加)	区 いなべ市・員弁郡選挙区	区 熊野市・南牟婁郡選挙区	鳥羽市・志摩市選挙区	(略)
度会郡	多気郡	(略)	(追加)	いなべ市 員弁郡	熊野市 南牟婁郡	鳥羽市 志摩市	(略)
一人	一人	(略)	(追加)	二人	一人	二人	(略)